

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：正和運輸株式会社

業者の住所：北海道瀬棚郡今金町字今金359-91

2 指名停止措置期間：令和8年3月10日から令和8年4月9日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の取締役2名は、虚偽の確定申告をしたことにより、法人税及び地方法人税約3,200万円及び約3,800万円の納付を免れたとして、令和7年12月25日、函館地方検察庁から、法人税法及び地方法人税法違反の罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	